

埼玉県報



埼玉県発行

目次

条例

○職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

(人事課)

規則

○埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

(運転免許課)

告示

○特定非営利活動法人の設立に係る公告

(中央創造)

○県政広報テレビ番組制作・放送業務の随意契約の相手方等の公示

(広聴広報課)

○県政広報ラジオ番組制作・放送業務の随意契約の相手方等の公示

(〃〃)

○生活保護法による医療機関及び施術者の指定

(社会福祉課)

○生活保護法による指定医療機関及び指定施術者の変更の届出

(〃〃)

○生活保護法による指定医療機関及び指定施術者の廃止の届出

(社会福祉課)

○生活保護法による介護機関の指定

(〃〃)

○生活保護法による指定介護機関の変更の届出

(〃〃)

○生活保護法による指定介護機関の休止の届出

(〃〃)

○生活保護法による指定介護機関の再開の届出

(〃〃)

○埼玉県総合リハビリテーションセンターの清掃・警備業務に関する落札者等の公示

(総合リハビリテーションセンター)

○埼玉県プール維持管理指導要綱の一部を改正する告示

(生活衛生課)

○大規模小売店舗の変更に関する公示

(商業支援課)

○見沼土地改良区の役員退任届

(さいたま農林)

○元荒川上流土地改良区の役員住所変更届

(加須農林)

○開発行為に関する工事の完了公告

(建築指導課)

○県立学校間ネットワークシステム等運用保守業務委託に関する落札者等の公示

(高校教育指導課)

○県立学校間ネットワークシステムに係るインターネット通信回線の提供に関する落札者等の公示

(〃〃)

○収去した飼料等の試験結果の概要の公表

(農総研水田農業研究所)

○開発行為に関する工事の完了公告

(飯能県土)

○循環器・呼吸器病センター医療情報システム運用管理保守業務の随意契約に関する公示

(杉戸県土)

○埼玉県教育委員会定例会の招集

(教委・総務課)

○技能教育のための施設の廃止

(高校教育指導課)

○平成十九年度における教科書展

(〃〃)

○示会の開催(義務教育指導課)

(〃〃)

○自動車及び原動機付自転車の運転免許に係る申請書変更届及び申込書の提出日時及び場所に関する公安委員会告示

(運転免許課)

○政治資金規正法に基づく政治団体の設立

(選管委)

○政治資金規正法に基づく政治団体の届出事項の異動

(〃〃)

○政治資金規正法に基づく政治団体の解散届出及び収支報告書の要旨

(〃〃)

○政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定

(〃〃)

○政治資金規正法に基づく資金管理団体の届出事項の異動

(〃〃)

○政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定の取消し

(〃〃)

○人事異動

(人事課)

○議長・副議長選挙

(議会・秘書課)

○埼玉県告示第四百三十七号中訂正

(森づくり課)

条例

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成十九年五月二十九日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県条例第三十八号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例(平成十一年埼玉県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項第五号中「留置場」を「留置施設」に改める。

附則

この条例は、平成十九年六月一日から施行する。

規則

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年5月29日

埼玉県公安委員会委員長 由木義文

埼玉県公安委員会規則第6号

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県道路交通法施行細則(昭和41年埼玉県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第18条第1項に次のただし書を加える。

ただし、公安委員会が必要と認める場所での運転免許の出張試験については、その都度協議するものとする。

第18条第4項中「並びに第4号の運転免許取消申請書」を、「第4号の運転免許取消申請書並びに第6号の運転免許証記載事項変更届」に改める第18条の3第1項第1号中「101日」を「91日」に改める。

第26条中第9項を削り、第10項を第9項とし、第11項から第17項までを1項ずつ

繰り上げる。

別記様式第9及び別記様式第9の2中

自動車台数	乗用		貨物		大型特殊		小型特殊		普通二輪		計
	大型	普通	大型	普通	大型	普通	大型	普通	大型	普通	
免許別	1種	2種	1種	2種	1種	2種	1種	2種	大自二	普自二	小特
専従											
子権											

を

自動車台数	乗用		貨物		大型特殊		小型特殊		普通二輪		計
	大型	普通	大型	普通	大型	普通	大型	普通	大型	普通	
免許別	大 一 種	中 二 種	中 一 種	大 二 種	大 一 種	中 二 種	大 一 種	中 二 種	大自二	普自二	小特
専従											
予備											

に

改める。

別記様式第14の2中

免許の種類 (○で囲んで 下さい)	大型		普通		大特		大自二		普自二		小特
	原付	付	引	引	大	二	大	自二	普	自二	

を

免許の種類 (○で囲んで ください)	大型	中型	普通	大特	大自二	普自二	小特
	原付	けん引	大二	中二	普二	大特二	けん引二

改める。

別記様式第14の3中

種類																		

を

別記様式第14の6中

大型	普通	二輪	大型 普通	大特 けん引	原付
----	----	----	----------	-----------	----

を

大型	中型	普通	二輪	大型 普通	大特 けん引	原付
----	----	----	----	----------	-----------	----

に改める。

別記様式第16の2中

大型 けん引	普通 大二	大特 二	大自二 普自二	小特 原付
-----------	----------	---------	------------	----------

を

大型	中型	普通	大特	大自二	普自二	小特	原付
原付	けん引	大二	中二	普二	大特二	けん引二	

に改める。

別記様式第20中「第108条の2第1項第1号」を「第108条の2第1項第2号」に改める。

別記様式第22の7を削る。

別記様式第25の2の2中

免許年月日	二・小・原	昭・平	年	月	日	免許の種類	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	その他	昭・平	年	月	日		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

を

免許年月日	二・小・原	昭・平	年	月	日	免許の種類	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	その他	昭・平	年	月	日		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

に

改める。

附 則

この規則は、平成19年6月2日から施行する。

告 示

埼玉県告示第八百六十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、

同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二週間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県中央地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（http://www.satamaken-npo.net/））により縦覧に供する。

平成十九年五月二十九日

埼玉県知事 上田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成十九年五月十八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人環境保全センター

ローズ技研

代表者の氏名

高島 澄雄

主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市北区宮原町三丁目

一七五番地四第三葵マンション一〇一

号室

五 定款に記載された目的

この法人は、埼玉県を中心に関東圏を独自開発のシステム及び装置で、自動車及びボイラー等から出る、有害排

気ガス・工業性有害排気煙を削減し地球温暖化防止対策の一環として環境保全活動を推進することを目的とする。

埼玉県告示第八百六十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成十九年五月二十九日

埼玉県知事 上田 清 臣

- 1 購入等件名及び数量
県政広報テレビ番組制作・放送業務 2 番組
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県総務部広聴広報課テレビ・ラジオ担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号

3 随意契約の相手方を決定した日
平成19年 4 月 1 日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社テレビ埼玉 埼玉県さいたま市浦和区常盤 6 丁目36番 4 号

5 契約金額
127,749,000円

6 契約の相手方を決定した手続
随意契約

7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号に該当

埼玉県告示第八百六十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成十九年五月二十九日

埼玉県知事 上田 清 臣

- 1 購入等件名及び数量
県政広報ラジオ番組制作・放送業務 1 番組
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県総務部広聴広報課テレビ・ラジオ担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号

3 随意契約の相手方を決定した日
平成19年 4 月 1 日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社エフエムナックフナイブ 埼玉県さいたま市大宮区錦町682番地 2 J A C K 大宮

5 契約金額
38,238,821円

6 契約の相手方を決定した手続
随意契約

7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号に該当

埼玉県告示第八百六十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条(同法第五十五条において準用する場合を含む。)の規定による医療扶助のための医療を担当する医療機関 一 指定医療機関

関又は医療扶助のための施術を担当する施術者として、次の者を指定した。

平成十九年五月二十九日

埼玉県知事 上田 清 臣

名	称	開設者名	所在地	指定年月日				
し	ぶ	や	医	院	医療法人社団しぶや医院	熊谷市大原二一七一一〇	平成十九年 四月 一日	
医療法人社団大空会	花園整形外科内科	所沢市花園三一二三七四一七	平成十九年 四月 一日					
お	か	も	と	内	科	クリニック	本庄市寿二一六一二九	平成十九年 五月 一日
医療法人彩心会	ほそや内科医院	春日部市下大増新田二六一一五	平成十九年 四月 一日					
遠	藤	医	院	医療法人社団広博会	狭山市狭山二一一四四	平成十九年 四月 一日		
関	口	医	院	関口俊二	上尾市平方四四二二一一	平成十八年十一月 三十日		

医療法人七海会	こいずみクリニック	医療法人	七海会	上尾市小泉八四一三五	平成十九年	四月	二日
ふかさく内科クリニック		医療法人	深作会	草加市氷川町二二七一八	平成十九年	四月	一日
医療法人宏佑会	せんげん台整形外科	医療法人	宏佑会	越谷市千間台西一六七せんげん台駅ビル トスカ四階四〇六	平成十九年	四月	一日
鳩ヶ谷 きどぐち眼科		木戸口	裕	鳩ヶ谷市桜町三一〇一六	平成十九年	四月	二日
こばやしこどもクリニック		小林	裕子	鳩ヶ谷市辻一五七三一鳩ヶ谷メデイカルプラザ一F	平成十九年	四月	十三日
医療法人ふじみ明和会	朝霞整形外科・外科	医療法人	ふじみ明和会	朝霞市幸町二一七四一	平成十九年	四月	一日
あ い クリニック		大堀	重法	新座市東北二一三〇一六細田ビル六F	平成十九年	四月	十八日
八潮駅前内科こどもクリニック		医療法人	社団永優会	八潮市大瀬八二二一フレスポ八潮二一	平成十九年	四月	一日
あおばファミリークリニック		医療法人	あおば会	三郷市戸ヶ崎二二八六一	平成十九年	四月	一日
さくら整形外科		医療法人	社団桜仁会	幸手市上高野二五〇一六	平成十九年	五月	一日
医療法人社団尾崎内科クリニック		医療法人	社団尾崎内科クリニック	北足立郡伊奈町本町一二八九一	平成十九年	四月	一日
真田 医師		医療法人	真生会	比企郡小川町みどりが丘二二二	平成十九年	四月	一日
谷中 歯科診療所		平野	洋二	春日部市大場六九〇一五	平成十九年	四月	一日
あおば 歯科クリニック		医療法人	あおば歯科クリニック	狭山市広瀬東三一三三一一	平成十九年	四月	一日
医療法人社団幸裕会	野田歯科医院	医療法人	社団幸裕会	草加市青柳七四八一一二	平成十八年	十月	一日
医療法人社団佳愛会	鳩ヶ谷けいあい歯科クリニック	医療法人	社団佳愛会	鳩ヶ谷市里一六二七ザ・ウエストスクエア一階	平成十九年	四月	十二日
医療法人利澄会	なかじま歯科クリニック	医療法人	利澄会	朝霞市三原五一三三六インペリアル志木一階	平成十九年	四月	一日
北本 みなみ 歯科医院		宮沢	健太郎	北本市二ツ家四一八八一	平成十九年	四月	十八日
医療法人社団聡真会	巖歯科クリニック	医療法人	社団聡真会	富士見市東みずほ台一六一一二	平成十八年	九月	三十日
ラパーク三郷 歯科		高根	沢春彦	三郷市さつき平一一一ラパーク長崎屋三郷店地下一階	平成十九年	二月	一日
医療法人社団喜敦会	あさひ歯科クリニック	医療法人	社団喜敦会	日高市森戸新田八八一五	平成十九年	五月	一日
しろくま 歯科医院		小林	穂積	比企郡川島町中山一三二九一六	平成十九年	五月	二日
ひきま 歯科クリニック		曳間	勝則	児玉郡上里町七本木一〇五九一一	平成十九年	四月	九日
美原 薬局		有限会社	あけぼの	所沢市美原町二二九三〇一三井原ハイッ店舗C	平成十九年	四月	一日
宮本 薬局		株式会社	フエイズ	所沢市宮本町一一二二〇	平成十九年	四月	一日
くすのき 台薬局		株式会社	フアイコス	所沢市くすのき台一一二一一八	平成十九年	四月	一日
北有 薬町薬局		株式会社	フアイコス	所沢市北有薬町二五一六	平成十九年	四月	一日
ひまわり 薬局原市店		有限会社	ティーアンドケイ	上尾市原市三三〇六一三	平成十九年	四月	二十日
アサヒ調剤薬局入間店		株式会社	フアイコス	入間市野田四三五一一	平成十九年	四月	一日
アルファ薬局三郷店		助川産業	有限会社	三郷市戸ヶ崎二二八六一	平成十九年	四月	一日

二 指定施術者

はなみずき訪問看護ステーション		有限会社はなみずき		北葛飾郡杉戸町高野台西一―二六―一		平成十九年 五月 二日
氏名	住 所	施 術 所		指 定 年 月 日		
		名 称	所 在 地			
武林 東洋		武林東洋はり灸接骨院	川口市川口三―三―一―一〇七	平成十九年 四月 六日		
櫻井 正道		さくら整骨院	所沢市西住吉二―二―七	平成十九年 三月 二十六日		
石綿 啓伸		いしわた鍼灸整骨院	上尾市平方領領家二三五―一	平成十九年 四月 二十六日		
飯塚 顕一		南 町 接 骨 院	東京都板橋区南町三〇―四ベルウッド池袋一〇二	平成十九年 四月 十八日		
緑川 文敬		うれしの鍼灸整骨院	ふじみ野市うれし野二―三―二八	平成十九年 五月 七日		
小貝 明子		グリーンはりきゆう整骨院	草加市谷塚町五六五―一―一〇―一―一	平成十九年 四月 十七日		

埼玉県告示第八百七十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）の規定による指定医療機関から、次のとおり変更の届出があった。

平成十九年五月二十九日

埼玉県知事 上田 清 司

名 称	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
医療法人社団愛友会 三郷中央総合病院	名 称	三郷順心総合病院	医療法人社団愛友会 三郷中央総合病院
株式会社 中里薬局	名 称	中里商事有限会社中里薬局	株式会社 中里薬局
医療法人社団愛友会 三郷中央腎クリニック	名 称	三郷順心腎クリニック	医療法人社団愛友会 三郷中央腎クリニック
三郷中央訪問看護ステーション	名 称	みさと訪問看護ステーション順心	三郷中央訪問看護ステーション

埼玉県告示第八百七十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり再開の届出があった。

平成十九年五月二十九日

埼玉県知事 上田 清 司

名 称	所 在 地	再 開 年 月 日
医療法人白鳳会 新井クリニック	北葛飾郡杉戸町高野台西五―一―五―一―七	平成十九年 四月 十六日

埼玉県告示第八百七十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）の規定による指定医療機関及び指定施術者から、次のとおり廃止の届出があった。

平成十九年五月二十九日

一 指定医療機関

埼玉県知事 上田 清 司

氏名	住所	施設名称	所在地	廃止年月日
真田 医院	比企郡小川町みどりが丘二二二 一	グリーンはりきゅう院	上尾市原市三三〇六一三	平成十九年 四月 一日
さくら整形外科	幸手市上高野二五〇一六	草加市谷塚町五六五一一〇一一二	所沢市宮本町一一一一二〇	平成十九年 四月 三十日
こいづみ	上尾市小泉八四一三五	草加市氷川町一五一〇	狭山市狭山二二一四四	平成十九年 四月 二日
ふかさく内科	草加市氷川町一五一〇	草加市戸ヶ崎二一七〇五一一	越谷市大沢四一七一七	平成十九年 三月三十一日
クリニック	越谷市千間台西一六七駅ビル トスカ四F	朝霞外科整形外科	朝霞市幸町二一七四一	平成十九年 三月三十一日
せんげん台 整形外科	蕨市南町三一二五一九	アルファ薬局	三郷市戸ヶ崎二一七〇八一	平成十九年 四月 一日
医療生協さいたま訪問看護 ステーションわかき	蕨市南町三一二五一九	しぶや 医院	熊谷市大原二一七一〇	平成十九年 三月三十一日
花園整形外科内科	所沢市花園三二二三七四一七	アサヒ調剤薬局 入間 店	入間市野田四三五一	平成十九年 三月三十一日
ほそや内科医院	春日部市下大増新田二六一一五	くすのき台薬局	所沢市くすのき台一一二一一 八	平成十九年 三月三十一日
尾崎 内科	北足立郡伊奈町本町一一二八九 一	谷中歯科診療所	春日部市大場谷中六八二一一	平成十九年 三月三十一日
あおば 歯科	狭山市広瀬東三二二三一一	医療法人社団幸裕会 野田 歯科 医院	草加市青柳七一四八一四一	平成十八年 十月 一日
クリニック	比企郡嵐山町川島三二七五一	北有楽町薬局	所沢市北有楽町二五一六	平成十九年 三月三十一日
有限会社 平塚薬局	八潮市大瀬八二二一一 フレス ポ八潮二一一	なかじま 歯科	朝霞市三原五一三三六	平成十九年 四月 一日
八潮駅前内科	八潮市大瀬八二二一一 フレス	クリニック		
あさひ 歯科	日高市森戸新田八八五			
クリニック				

二 指定施術者

埼玉県告示第八百七十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための介護機関として、次の者を指定した。

平成十九年五月二十九日

埼玉県知事 上田 清司

名 称	所 在 地	開 設 者 名	サービスの種類	指 定 年 月 日
越谷市指定介護予防支援事業所あいあい	越谷市大竹八三一―一	アイ・ケア株式会社	介護予防支援	平成十九年 四月 一日
杉戸町東埼玉地域包括支援センター	北葛飾郡杉戸町清地二―一―二	医療法人社団ジャパンメディカルライアンス	介護予防支援	平成十九年 四月 二十四日
山口地域包括支援センター	所沢市山口五二五七―三	医療法人 新医療会	介護予防支援	平成十九年 四月 二日
狭山市堀兼・奥富・新狭山地域包括支援センター	狭山市新狭山二―八―二二	医療法人社団 清心会	介護予防支援	平成十九年 四月 一日
狭山市柏原・水富地域包括支援センター	狭山市広瀬東一―四―一三	社会福祉法人狭山福祉会	介護予防支援	平成十九年 四月 一日
入間市豊岡地区地域包括支援センター	入間市豊岡一―一六―一入間市役所内	医 療 法 人 東 明 会	介護予防支援	平成十九年 四月 一日
入間市東金子地区地域包括支援センター	入間市小谷田二六五六―一入間老人ホーム内	社会福祉法人 永仁会	介護予防支援	平成十九年 四月 一日
入間市金子地区地域包括支援センター	入間市 中 神 八 五 三 一 一	社会福祉法人入間福祉会	介護予防支援	平成十九年 四月 一日
入間市藤沢地区地域包括支援センター	入間市上藤沢七三〇―一入間市健康福祉センター内	医 療 法 人 永 仁 会	介護予防支援	平成十九年 四月 一日
入間市西武地区地域包括支援センター	入間市新光二一五五 杏花異イサービセンター内	社会福祉法人 杏樹会	介護予防支援	平成十九年 四月 一日
地域包括支援センター おおい	ふじみ野市大井六二一―一	社会福祉法人 崇徳会	介護予防支援	平成十九年 五月 八日
大里広域地域包括支援センターいこいの里	熊谷市原井一五五―二	社会福祉法人 白寿会	介護予防支援	平成十九年 四月 一日
大里広域地域包括支援センター玉の緒	熊谷市大塚一七九―二	社会福祉法人熊谷東雲会	介護予防支援	平成十九年 四月 一日
大里広域地域包括支援センターぬくもり	熊 谷 市 石 原 五 一 〇	社会福祉法人埼玉慈恵会	介護予防支援	平成十九年 四月 一日
大里広域地域包括支援センターはなぶさ苑	熊谷市玉井三三六―一	社会福祉法人熊谷福祉会	介護予防支援	平成十九年 四月 一日
大里広域地域包括支援センターサンヴィレッジ	熊谷市津田一五六〇―一	社会福祉法人清風会	介護予防支援	平成十九年 四月 十九日
児玉地域包括支援センター	本庄市児玉町金屋一三〇二―一	社会福祉法人児玉福祉会	介護予防支援	平成十九年 四月 一日
大里広域地域包括支援センター寄居町社会福祉協議会	大里郡寄居町保田原三〇―一	社会福祉法人寄居町社会福祉協議会	介護予防支援	平成十九年 四月 二十七日
新座市社会福祉協議会指定介護予防支援事業所	新座市野寺一五―四八 コーポ富士一〇―一	社会福祉法人新座市社会福祉協議会	介護予防支援	平成十九年 四月 一日
菜々の郷指定介護予防支援事業所	新座市馬場一―二―三五	社会福祉法人新座福祉会	介護予防支援	平成十九年 四月 一日
新座園指定介護予防支援事業所	新座市野火止四―一四―二〇	医 療 法 人 社 団 慈 誠 会	介護予防支援	平成十九年 四月 一日
殿山亀寿苑指定介護予防支援事業所	新座市堀ノ内三―一三―一	社会福祉法人殿山福祉会	介護予防支援	平成十九年 四月 一日
指定介護予防支援事業所晴和苑	新座市東北二―一―一七	社会福祉法人晴智会	介護予防支援	平成十九年 四月 一日
指定介護予防支援事業所みかんの里	新座市中野一―一七―三三	社会福祉法人アヤ福祉会	介護予防支援	平成十九年 四月 一日
吉川市第2包括支援センター吉川平成園	吉川市加藤一八七―一	社会福祉法人平成会	介護予防支援	平成十九年 四月 二十五日
吉川市第3地域包括支援センター	吉川市平沼二六三はりやまビル一階	医療法人社団協友会	介護予防支援	平成十九年 四月 二十五日
医療法人社団全仁会 埼玉筑波病院	北葛飾郡松伏町築比地四二〇	医療法人社団 全仁会	介護予防支援	平成十八年十二月 一日

くすのき台薬局	所沢市くすのき台一―二―一八	株式会社フアークス	介護予防短期入所療養介護 居宅療養管理指導	平成十九年 四月 一日
北有楽町薬局	所沢市北有楽町二五―六	株式会社フアークス	介護予防居宅療養管理指導 居宅療養管理指導	平成十九年 四月 一日
アサヒ調剤薬局入間店	入間市野田四三五―一	株式会社フアークス	介護予防居宅療養管理指導 居宅療養管理指導	平成十九年 四月 一日
メデイスンショップ上里薬局	児玉郡上里町金久保七五九―一	イムノエイト株式会社	介護予防居宅療養管理指導 居宅療養管理指導	平成十九年 四月 九日
介護老人保健施設ミレニアムマッシュランド	川口市新井宿八〇二―五	医療法人 健仁会	介護予防訪問リハビリテーション 訪問リハビリテーション	平成十九年 五月 一日
医療法人泰一会 介護老人保健施設 いるまの里	入間市野田一六三〇	医療法人 泰一会	介護予防訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション	平成十九年 四月 十六日
介護老人保健施設 秋桜の里	ふじみ野市福岡一四二―一	社会福祉法人 秋桜園	短期入所療養介護 介護老人保健施設	平成十九年 四月 二十七日
介護老人保健施設 カントリーハーベスト北本	北本市石戸宿五―二三六	医療法人 誠昇会	介護予防通所リハビリテーション 介護予防短期入所療養介護	平成十九年 四月 一日
スター訪問看護ステーション・みずほ台 山内クリニック 通所介護「いこい」 居宅介護支援事業所 オアシスふじ N P O 法人 桜	富士見市水子五〇五三―アイエイチビル2F 川口市北原台一―一五―二二 川口市東本郷一―〇八―三 川口市安行原九三〇―一―田中ビル2F 川口市末広三―三―三〇	スターコミュニティ有 限会社 医療法人山内クリ ニック 株式会社 富士 N P O 法人 桜 社会福祉法人 末 広会	居宅介護支援 認知症対応型通所 介護 居宅介護支援 短期入所生活介護 介護予防短期入所 生活介護 居宅介護支援	平成十九年 四月 十一日 平成十八年 四月 一日 平成十九年 四月 一日 平成十九年 四月 一日 平成十九年 四月 一日 平成十九年 四月 二十七日 平成十九年 四月 二十七日
居宅介護支援事業所 春香苑	川口市末広三―三―三〇	社会福祉法人 末広会	居宅介護支援	平成十九年 四月 二十七日

わたぼうし介護ケアセンター	川口市安行原一七〇三―九	ハートコア株式会社	訪問介護	平成十九年 四月 十三日
サポートセンター ウイズ・ユウソレ アード 新 白 岡	川口市朝日二―一―一二	株式会社 ウェルフェアクリエーション	介護予防訪問介護 居宅介護支援	平成十九年 五月 一日
ソレアード新白岡 通所介護事業所	南埼玉郡白岡町野牛一二二八	株式会社 ウェルフェアクリエーション	介護予防認知症対応型共同生活介護	平成十八年 四月 一日
株式会社福祉の街 庄和営業所	南埼玉郡白岡町野牛一二二八	株式会社 福祉の街	介護予防通所介護	平成十八年 四月 一日
ショートステイ ゆめこうぼう	春日部市西金野井三二四―九六	株式会社 夢 廣 房	特定介護予防福祉用具販売	平成十九年 五月 一日
ベ ス ト ケ ア	三郷市彦糸一―一八〇	株式会社 ベストケア	特定介護予防福祉用具販売	平成十九年 四月 二日
株式会社コムスン 草加ケアプランセンター	蕨市塚越七―二四―三メゾンワラビ二〇一号	株式会社コムスン	短期入所生活介護	平成十九年 四月 二三日
ヘルパーステーション くつろぎの家	草加市住吉一―一―三八	株式会社シルバー自立支援センター	介護予防通所介護	平成十九年 四月 二三日
さくら・介護ステーション朝霞の森	戸田市美女木一―二九―四五	株式会社K-Tネットワーク	介護予防訪問介護	平成十九年 五月 一日
社会福祉法人 越生町社会福祉協議会	朝霞市溝沼五一―四―五 シオミプラザエイト二〇一号	社会福祉法人 越生町社会福祉協議会	訪問介護	平成十九年 四月 一日
社会福祉法人崇徳会 マザーアース	入間郡越生町黒岩二五九―一	社会福祉法人 崇徳会	介護予防訪問介護	平成十九年 五月 一日
社会福祉法人 越生町社会福祉協議会	ふじみ野市大井六二―一―一	社会福祉法人 越生町社会福祉協議会	介護予防通所介護	平成十九年 五月 十一日
所沢ケアマネイジメントセンター	入間郡越生町黒岩二五九―一	社会福祉法人 越生町社会福祉協議会	介護予防短期入所生活介護	平成十九年 五月 一日
所沢デイサービスセンター	所沢市東所沢二―二八―一四	医療法人社団 龍岡会	介護予防福祉用具貸与	平成十九年 五月 一日
ケア プラザ 所 沢	所沢市東所沢二―二八―一四	医療法人社団 龍岡会	介護予防福祉用具貸与	平成十九年 五月 一日
ショートステイビッグマザー狭山	狭山市入間川三―二四―一五	株式会社セイジョー	介護予防福祉用具貸与	平成十九年 五月 一日
デイサービスビッグマザー狭山	狭山市入間川三―二四―一五	株式会社セイジョー	介護予防福祉用具貸与	平成十九年 五月 一日
社会福祉法人狭山市社会福祉協議会 訪問介護・介護予防訪問介護事業所	狭山市富士見一―一―一一	社会福祉法人狭山市社会福祉協議会	介護予防通所介護	平成十九年 四月 二六日
			訪問介護	平成十九年 四月 二六日

はなみずき	秩父郡小鹿野町下小鹿野二二二―一	株式会社ミヤビ	特定介護予防福祉用具販売	平成十九年	四月	六日
藤の花	秩父市日野田町二―一四―五	有限会社風原	居宅介護支援 通所介護 介護予防通所介護	平成十九年	四月	十二日
短期入所生活介護事業所 菜々の郷	新座市馬場一―五五七四	社会福祉法人新座福祉会	短期入所生活介護	平成十九年	四月	一日
通所介護事業所 菜々の郷	新座市馬場一―五五七四	社会福祉法人新座福祉会	介護予防短期入所生活介護	平成十九年	四月	一日
東京介護センター蓮田ステーション	蓮田市西新宿四―五五	株式会社PIC	通所介護 介護予防通所介護 訪問介護	平成十九年	五月	二日
ソレアー ド 幸手	幸手市幸手三七九九―八	株式会社 ウェルフェアクリエーション	介護予防認知症対応型共同生活介護	平成十九年	四月	二十六日
訪問介護サービス清雅園	日高市森戸新田九九―二	社会福祉法人 晃和会	介護予防訪問介護	平成十八年	四月	一日
デイサービスセンター高麗の郷	日高市 榎木 二〇―一	社会福祉法人 晃和会	介護予防通所介護	平成十八年	四月	一日
小規模多機能ホーム ケアタウン宮代	南埼玉郡宮代町須賀一四二〇―一	ケアタウン宮代株式会社	小規模多機能型居宅介護	平成十九年	五月	一日
グループホームりんどうの里	北葛飾郡鷺宮町東大輪四〇〇	合同会社しはん会	介護予防小規模多機能型居宅介護	平成十九年	四月	一日
百年健康くらぶ ゆめこうぼう	三郷市彦糸一―一八〇	株式会社 夢 廣 房	介護予防認知症対応型共同生活介護	平成十九年	四月	二日
コムスンのやわらぎ草加住吉	草加市住吉一―一―三八	株式会社コムスン	介護予防小規模多機能型居宅介護	平成十九年	五月	一日
グループホームくつろぎの家	戸田市美女木一―二九―四五	株式会社シルバー自立支援センター	認知症対応型共同生活介護	平成十九年	四月	一日
認知症対応型デイサービスビッグマザー入間川	狭山市入間川三―二四―一五	株式会社セイジョー	介護予防認知症対応型共同生活介護	平成十九年	四月	二十六日
しやくなげ 荘	本庄市前原二―二―三三	医療法人社団清心会	介護予防認知症対応型通所介護	平成十九年	四月	十九日
グループホーム「ここあ」深谷	深谷市新戒一―三六―七	有限会社フアナウエル	介護予防小規模多機能型居宅介護	平成十九年	四月	十九日
			認知症対応型共同生活介護	平成十九年	四月	一日
			介護予防認知症対応型共同生活介護	平成十九年	四月	一日

埼玉県告示第八百七十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関(同条第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなさ

れた介護老人福祉施設を含む。)から、次のとおり変更の届出があった。
平成十九年五月二十九日
埼玉県知事 上田清司

名称	変更事項	変更前	変更後	サービスの種類
けあ・しゃきよう 医療法人社団愛友会 三郷中央総合病院	名称 所在地	社会福祉法人飯能市社会福祉協議会 飯能市双柳三七一一三三 医療法人社団愛友会 三郷順心総合病院	けあ・しゃきよう 飯能市栄町一九一一二二 医療法人社団愛友会 三郷中央総合病院	訪問介護 居宅介護支援 介護予防訪問介護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導
株式会社 中里薬局 三郷中央訪問看護ステーション	名称	中里商事有限公司 中里薬局 みさと訪問看護ステーション順心	株式会社 中里薬局 三郷中央訪問看護ステーション	介護予防居宅療養管理指導 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導 訪問看護
あいライフサポート あい介護支援センター 杉戸町すぎとピア地域包括支援センター ときがわ町地域包括支援センター	所在地	入間市新久八四五―二二―三三三三五 入間市新久八四五―二二―三三三三五	入間市森坂四―一二 入間市新久八四五―二二―三三三三五	介護予防訪問介護 訪問介護 介護予防訪問介護 居宅介護支援
指定居宅介護支援事業所 三郷中央総合病院 居宅介護支援事業所 藤の花 藤の花	名称 所在地	指定居宅介護支援事業所 三郷順心総合病院 秩父市日野田町二―二二―二九 秩父市日野田町二―二二―二九	指定居宅介護支援事業所 三郷中央総合病院 秩父市日野田町二―一四―一五 秩父市日野田町二―一四―一五	介護予防支援 居宅介護支援 居宅介護支援 訪問介護 介護予防訪問介護

埼玉県告示第八百七十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関(同条第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなさ

れた介護老人福祉施設を含む。)から、次のとおり休止の届出があった。
平成十九年五月二十九日
埼玉県知事 上田清司

平成十九年五月二十九日
埼玉県知事 上田清司

名 称	ラック在宅介護サービス 元郷営業所	所 在 地	川口市元郷二一三一一	サービスの種類	介護予防訪問介護 居宅介護支援 訪問介護	休 止 年 月 日	平成十九年 四月 一日
-----	-------------------	-------	------------	---------	----------------------------	-----------	-------------

埼玉県告示第八百七十六号
生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関(同条第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなさ

れた介護老人福祉施設を含む。)から、次のとおり再開の届出があった。
平成十九年五月二十九日
埼玉県知事 上田 清 司

名 称	居宅介護支援事業所ひまわり	所 在 地	川口市安行原二四五一一三	サービスの種類	居宅介護支援	再 開 年 月 日	平成十九年 三月二十六日
-----	---------------	-------	--------------	---------	--------	-----------	--------------

埼玉県告示第八百七十七号
生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関(同条第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなさ

れた介護老人福祉施設を含む。)から、次のとおり廃止の届出があった。
平成十九年五月二十九日
埼玉県知事 上田 清 司

名 称	財団法人 狭山ささえあい福祉公社 財団法人 狭山ささえあい福祉公社	所 在 地	狭山市富士見一一一一一 狭山市富士見一一一一一	サービスの種類	居宅介護支援 訪問介護 介護予防訪問介護 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導 居宅療養管理指導	廃 止 年 月 日	平成十九年 三月三十一日 平成十九年 三月三十一日 平成十九年 三月三十一日 平成十九年 三月三十一日 平成十九年 三月三十一日 平成十九年 三月三十一日
名 称	くすのき台薬局	所 在 地	所沢市くすのき台一一二一一八	サービスの種類	介護予防居宅療養管理指導 居宅療養管理指導	廃 止 年 月 日	平成十九年 三月三十一日 平成十九年 三月三十一日
名 称	北有楽町薬局	所 在 地	所沢市北有楽町二五一一六	サービスの種類	介護予防居宅療養管理指導 居宅療養管理指導	廃 止 年 月 日	平成十九年 三月三十一日 平成十九年 三月三十一日
名 称	アサヒ調剤薬局 入間店	所 在 地	入間市野田四三五一一	サービスの種類	介護予防居宅療養管理指導	廃 止 年 月 日	平成十九年 三月三十一日

アイリスケアセンター 幸手	幸手市中一―六―一七増田第三ビル一F	訪問介護 居宅介護支援	平成十三年 五月三十一日
アイリスケアセンター 南越谷 居宅介護支援事業所 医療生協ケアセンターわかき	越谷市南越谷一―一七―一七安田生命二F 蕨市南町三―二五―九	福祉用具貸与 訪問看護	平成十八年 二月 一日 平成十九年 三月三十一日
アイリスケアショップ 南越谷	越谷市南越谷一―二八七六―ダイエー南越谷店三階	福祉用具貸与 通所介護	平成十五年 十月 一日 平成十九年 三月三十一日
アットホーム デイサービスセンター	草加市高砂二―三―一八	訪問介護	平成十九年 五月 一日
ニチイケアセンター さつて	幸手市東四―五―四関口ビル一F	居宅介護支援 訪問介護	
グループホーム「ここあ」 深谷	深谷市新戒古市一三六七	介護予防訪問介護 認知症対応型共同生活介護	平成十九年 三月三十一日
アットホームサポートセンター	草加市高砂二―三―一九	居宅介護支援 訪問介護	平成十九年 三月三十一日
しょうぶの里 ホームヘルプサービス藤の木	南埼玉郡菖蒲町菖蒲二九三―一	介護予防訪問介護	平成十九年 五月 一日
グループホームくつろぎの家	戸田市美女木一―二九―四五	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	平成十九年 三月三十一日
ヘルパーステーション くつろぎの家	戸田市美女木一―二九―四五	訪問介護	平成十九年 三月三十一日
グループホーム えくぼ	北葛飾郡鷺宮町東大輪四〇〇	介護予防訪問介護	平成十九年 三月三十一日
デイサービス 所沢東やすらぎ	所沢市牛沼七七三―二	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護 通所介護	平成十九年 四月 一日
ショートステイ ビッグマザー 狭山	狭山市入間川三―二四―一五	介護予防通所介護 短期入所生活介護	平成十九年 一月三十一日
デイサービス ビッグマザー 狭山	狭山市入間川三―二四―一五	介護予防短期入所生活介護 通所介護 介護予防通所介護	平成十九年 一月三十一日

埼玉県告示第八百七十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成十九年五月二十九日

埼玉県知事 上田清司

1 購入等件名及び数量

埼玉県総合リハビリテーションセンター清掃・警備業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県総合リハビリテーションセンター事務局管理・業務部管財・用度担

3 落札者を決定した日

平成19年3月23日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社エムテックカービス 埼玉県さいたま市北区別所町38番地2

5 落札金額

121,800,000円

6 契約の相手方を決定した手続

指名競争入札

7 入札の公告を行った日

平成19年2月9日

当 埼玉県上尾市大字西貝塚148番1

3 落札者を決定した日

平成19年3月23日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社エムテックカービス 埼玉

県さいたま市北区別所町38番地2

5 落札金額

121,800,000円

6 契約の相手方を決定した手続

指名競争入札

7 入札の公告を行った日

平成19年2月9日

いう。

(使用開始届出等)

第三条 プール(貯水槽の容量が百立方メートル以上のものに限る。以下この条から第七条までにおいて同じ。)の設置者は、次の各号に掲げる事項を様式第一号のプール使用開始届により、そのプールの使用を開始しようとする日の三十日前までにプールの所在地を管轄する保健所長(以下「所轄保健所長」という。)に届け出るものとする。

一 氏名又は名称及び法人にあつては、代表者の氏名

二 住所又は主たる事務所の所在地

三 プールの名称及び所在地

四 プールの構造設備等の概要

五 通年プール(年間を通じて使用されるプールをいう。以下同じ。)又は季節プール(夏季など特定の期間に使用されるプールをいう。以下同じ。)の別

六 プールの使用開始年月日

七 プールの使用時間

八 季節プールにあつては、予定使用期間

九 管理責任者等の概要

十 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定に基づき、指定管理者にプールの管理を行わせる場合にあつては、その指定

管理者の名称及びその代表者の氏名

十一 都市公園法施行令(昭和三十一年政令第二百九十号)第五条第四項に規定する運動施設としてのプール又は社会体育施設としてのプールにあつては、そ

の旨

十二 国、地方公共団体、独立行政法人その他の公的機関が設置する訓練用その

他の特定の用途に使用されるプール(以下「特定用途プール」という。)にあ

つては、その用途

2 前項の規定は、季節プールの設置者が予定使用期間終了後に新たに当該プール

の使用を開始しようとする場合に、これを準用する。

3 プールの設置者は、第一項各号(第四号を除く。)の届出事項に変更があつた

ときは、様式第二号のプール使用開始届出事項変更届により、速やかに、その旨

を所轄保健所長に届け出るものとする。

4 プールの設置者は、第一項第四号の届出事項を変更しようとするときは、様式

埼玉県告示第八百七十九号

埼玉県プール維持管理指導要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成十九年五月二十九日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県プール維持管理指導要綱の一部を改正する告示

埼玉県プール維持管理指導要綱(昭和四十九年埼玉県告示第七百三十七号)の一

部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

埼玉県プールの安全安心要項要綱

本則を次のように改める。

(目的)

第一条 この要綱は、プールの施設、維持管理及び水質に関する行政指導の指針を定めることにより、公衆衛生の向上及び安全の確保を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第二条 この要綱において「プール」とは、貯水槽を設け、多数人に水泳をさせる施設のうち、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校及び同法第八十二条の二に規定する専修学校に設置されている施設以外のものを

第二号のプール使用開始届出事項変更届により、変更しようとする日の三十日前までに、所轄保健所長に届け出るものとする。

(事前確認等)

第四条 所轄保健所長は、前条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。)又は第四項の規定による届出があつたときは、当該プールの設置者がプールの維持管理その他の事項に関し第八条第一項本文に規定する基準及び同条第二項に規定するプールの安全管理指針(以下「基準等」という。)に適合するように管理等の措置を講じることについて、当該プールの使用が開始されるまでの間に、当該職員に施設の現地調査を実施させ、プールの設置者その他の関係者に対する質問、関係書類の閲覧その他の方法により確認するものとする。

2 所轄保健所長は、前項の規定による施設の確認の結果、基準等に適合しない事項を認めた場合には、当該プールの設置者に対して、その事項の改善を指導するものとする。

(施設監視等)

第五条 所轄保健所長は、第三条第一項の規定による届出のあつたプールについて、その使用期間中に、当該職員に施設監視を行わせ、当該プールの設置者がプールの維持管理その他の事項に関し基準等に適合するように管理等の措置を講じているかどうかについて、プールの設置者その他の関係者に対する質問、関係書類の閲覧その他の方法により確認するものとする。

2 所轄保健所長は、前項の規定による施設監視の結果、基準等に適合しない事項を認めた場合には、当該プールの設置者に対して、その事項の改善を指導するものとする。

(勧告)

第六条 所轄保健所長は、第四条第二項又は前条第二項の規定による改善の指導を行つたにもかかわらず、その改善が行われなるときは、必要に応じて、当該プールの設置者に対して、その改善に係る勧告を行うものとする。

(休場、再開又は廃止の届出)

第七条 プールの設置者は、連続して一月以上当該プールを休場し(季節プールにあつては、使用期間内において連続して一月以上当該プールを休場する場合に限る。)、若しくは休場後再開し、又は廃止しようとするときは、様式第三号のプール休場(再開又は廃止)届により、その休場、再開又は廃止をしようとする日の十日前までに、その旨を所轄保健所長に届け出るものとする。

(施設基準等)

第八条 プールの施設基準、維持管理基準及び水質基準については、別記のとおりとする。ただし、施設基準、維持管理基準及び次項に規定するプールの安全管理指針は、貯水槽の容量が百立方メートル未満のプールについては、適用しない。

2 排(環)水口(プール水の排水口、循環ろ過のための取水口(吸水口)及び起流、造波、ウォーターライダー又は他のプールに循環供給するためのプール水の取水口をいう。)による吸い込み事故防止のために必要な事項については、前項本文に規定する基準のほか別に保健医療部長が定めるプールの安全管理指針(平成十九年五月二十九日付け生衛第百三十一号保健医療部長通知)のとおりとする。

3 プールの設置者は、プールの使用に係る公衆衛生の向上及び安全の確保を図るため、その適用される基準等の遵守に努めるものとする。

(適用除外)

第九条 この要綱は、さいたま市及び川越市の区域には適用しない。

2 前条第二項に規定するプールの安全管理指針並びに別記第一号イ(2)、(4)及び(8)、同号ハ(1)、(3)及び(5)、別記第二号イ(4)、同号ハ(1)、(3)及び(4)並びに同号ニ(2)、(6)及び(10)の規定は、特定用途プールについては適用しない。

別記中「第六条関係」を「第八条関係」に改める。

別記第一号イ(4)を次のように改める。

(4) 排(環)水口

吸い込み事故を未然に防止するため、排(環)水口の蓋等をネジ、ボルト等で固定させるとともに、配管の取り付け口に吸い込み防止金具を設置する等、二重構造の安全策を施すこと。ただし、排(環)水口が多数あり、かつ、個々の排(環)水口にかかる吸水圧が弱く、そのうちの二つの排(環)水口を利用者の体で塞いだ場合であっても、吸い込み又は吸い付きを起さないこと(幼児であつても確実かつ容易に排(環)水口から離れることができること)が明らかである等、構造上の瑕疵による吸い込み又は吸い付きの事故の発生の危険性がないものを除く。

別記第二号イ(4)中「金網等の確認」を「排(環)水口の確認」に、「プールの排水口及び循環水の取入口」を「排(環)水口」に改め、同号ロ(5)中「大腸菌群」を「大腸菌」に、「通年営業又は夏期営業のプール」を「通年プール及び夏季に使用される季節プール」に改め、同号ロ(6)中「大腸菌群」を「大腸菌」に改め、同

号ハ(1)中「維持管理及び運営を確保するため、」を「管理及び運営にあたる」に改め、同号ハ(2)中「プールにおける安全で衛生的な維持管理の実務を行わせるため、」を「プールの衛生及び管理の実務を担当する」に改める。

別記第三号ホ中「大腸菌群」を「大腸菌」に改め、同号チを同号リとし、同号トの次に次のように加える。

チ 水質基準に係る検査方法

- (1) 水素イオン濃度、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、一般細菌及び総トリハロメタンの測定は、水質基準に関する省令(平成十五年厚生労働省令第百一号)に定める検査方法若しくは上水試験方法(日本水道協会編)又はこれらと同等以上の精度を有する検査方法によること。
 - (2) 遊離残留塩素濃度、二酸化塩素濃度及び亜塩素酸濃度の測定は、シエチルー p フェニレンジアミン法(DPD法)又はこれと同等以上の精度を有する検査方法によること。
 - (3) 大腸菌の測定は、水質基準に関する省令に定める検査方法によること。
- 別記第四号を削る。
- 様式第一号を次のように改める。

様式第一号(第3条関係)

	プール 使用 開始 届	年	月	日
埼玉県	保健所長 様			
		設置者 住所		
		氏名		
		〔法人にあつては、その名称及び所在地〕		
		並びに代表者の氏名		
		電話番号		
		FAX番号		

下記のとおひ、プールの使用を開始したいので、埼玉県プールの安全安心要綱第3条第1項の規定により、届け出ます。

- 1 プールの名称
- 2 プールの所在地
- 3 プールの構造設備等の概要 別紙のとおり
- 4 通年プール又は季節プールの別(該当するものを○で囲むこと。)
- 5 通年プール・季節プール
- 6 プールの使用開始年月日 年 月 日
- 7 プールの使用時間 午前・午後 時 分から 午後 時 分 季節プールにあつては、予定使用期間から 年 月 日 から 年 月 日
- 8 管理責任者等の概要

管 理 責 任 者 氏 名		兼 任 人	
衛 生 管 理 者 氏 名			
監 視 員 氏 名			
救 護 員 氏 名			
- 9 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者にプールの管理を行わせる場合にあつては、その指定管理者の名称及びその代表者の氏名 名称
- 10 代表者の氏名
- 11 都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)第5条第4項に規定する運動施設としてのプール又は社会体育施設としてのプールの別(該当するものを○で囲むこと。)
- 12 運動施設としてのプール・社会体育施設としてのプールの国、地方公共団体、独立行政法人その他の公的機関が設置する訓練用その他の特定の用途に使用されるプールにあつては、その用途 用途

別紙

構造設備等の概要

1 プール設備の概要 (プールが複数ある場合は、プールごとに作成してください。)

プールの名称	縦		m・横	m：最深	m：最浅	m ³ 容積
大きさ	本体 (コンクリート・タイル・ プールサイド(コンクリート・タイル・))					
床の構造	水道水・井戸水・その他 () 温度調節 (有・無)					
使用	排水	水道水	井戸水	その他	()	吸い込み防 止金具等の 有無
排水 (環) 水 口	場所	寸法 (cm)	金網・格 子蓋等 寸法(cm)	固 定材	金 質	有
						無
						有
						無
						有
ろ過 器	(メーカー名：)	式	能力	ろ材		
消毒設備						消毒薬

2 収容定員 人

3 附帯設備等の概要						
洗 浄 設 備	湯 栓	個	洗 眼 器	個	型 式	個
洗 上 が り 用 シ ヤ ロ ー	水 道 水 (直 結 貯 水 槽) ・井 戸 水 ・ そ の 他 ()	個	手 洗 い 手 洗 い	個		個
便 所	大	個	小	個		個
	大	個	衣 類 容 器	個		個
更 衣 室	積	床 の 構 造	衣 類 容 器	個		個
	m ²					
救 命 具 等	内容・配置					
採 暖 室 ・ 採 暖 槽	有	無	概 要			
そ の 他 の 設 備						

4 プールの平面図 (プール本体 (排水 (環) 水口の位置を含む。)、プールサイド、洗浄設備、うがい設備、洗面設備、洗眼設備、上がり用シヤロー等主要な設備を記入すること。)

5 プールの断面図 (最深・中・最浅の位置の水深を記入すること。)

6 施設配置図 (プール、消毒・浄化設備、更衣室、便所、資材保管管理設備、監視所、採暖室・採暖槽等を記入すること。)

様式第二号中「プールの開設届記載事項変更届」を「プール使用開始届出事項変更届」に改め、「印」を施す。「(名称及び代表者氏名)」を「(法人にあつては、その名称及び所在地)」に、「プール開設届の記載事項を変更します」と「プール使用開始届出事項を変更する(した)ので、埼玉県プールの安全安心要綱第3条第3項(第4項)の規定により、届け出ます」に、「主な施設の位置」と「プールの主な施設の位置」に、「主な施設の構造」と「プールの主な構造」に改め、様式第三号中「第5条関係」と「第7条関係」に、「プール休場・再開・廃止届」と「プール休場(再開又は廃止)届」に改め、「(名称及び代表者氏名)」を「(法人にあつては、その名称及び所在地)」に、「休場・再開・廃止します」と「休場(再開又は廃止)する」ので、埼玉県プールの安全安心要綱第7条の規定により、届け出ます」に、「・再開・廃止の」と「(再開又は廃止)の」に改める。

様式第四号中「印」を削り、「大腸菌群」を「大腸菌」に改める。

附則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行の日から起算して十六日までの間に使用を開始しようとするプールについては、改正後の要綱第三条第一項の規定は適用せず、改正前の要綱第三条第一項の規定は、なおその効力を有する。
- 3 この告示の施行の日から起算して十七日から三十六日までの間に使用を開始しようとするプールに係る改正後の要綱第三条第一項の適用については、同項中「そのプールの使用を開始しようとする日の三十日前までに」とあるのは、「埼玉県プール維持管理指導要綱の一部を改正する告示(平成十九年埼玉県告示第八百七十九号)の施行の日から起算して七日以内に」と読み替えるものとする。

埼玉県告示第八百八十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年五月二十九日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

戸田ショッピングセンター

戸田市美女木東一丁目三の一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名変更

(変更前)

サキヤクリエイト株式会社 代表取締役 佐々木正明 外三社

岡山県倉敷市白楽町三百八十の三

(変更後)

株式会社フクダ 代表取締役 福田伸二 外五社

茨城県ひたちなか市外野二丁目三十二番六号

ハ 変更年月日

平成十九年一月二十八日外

ニ 届出年月日

平成十九年五月十八日

二 縦覧期間

平成十九年五月二十九日から平成十九年十月一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県中央産業労働センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成十九年五月二十九日から平成十九年十月一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第八百八十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、見沼代用水土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成十九年五月二十九日

職名 氏名 住 所
理事 飯塚 長三郎 川口市本蓮一―一五―二五
埼玉県知事 上田 清 司

埼玉県告示第八百八十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、元荒川上流土地改良区から当該役員の住所変更について、次のとおり届出があった。

平成十九年五月二十九日

職名 氏名 住 所
旧理事 柴崎 一郎 南埼玉郡菖蒲町大字小林四四三二番地
新 南埼玉郡菖蒲町大字河原井二三五番地二―

埼玉県告示第八百八十三号

都市計画法(昭和四十二年法律第九十号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年五月二十九日

埼玉県知事 上田 清 司

一 許可番号

平成十九年五月十四日

指令東整第一八〇一六四一号

二 検査済証番号

平成十九年五月二十三日第十五号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡小川町大字小川字諏訪腰四六

〇―九、四六四―一、四六四―二、四

六五―一、四六五―三、四六五―五、

四六五―七、字大豆五駄七八一、七八

一―二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

さいたま市北区宮原町二丁目一九―

四

株式会社 しまむら
代表取締役 野中 正人

埼玉県告示第八百八十四号

都市計画法(昭和四十二年法律第九十号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年五月二十九日

埼玉県知事 上田 清 司

一 許可番号

平成十九年五月二十一日

指令東整第一八〇一六九二号

二 検査済証番号

平成十九年五月二十三日第十四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡滑川町大字都八―一、八―三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都西東京市芝久保町四丁目二六

番三号

株式会社 東栄住宅

代表取締役 佐々野 俊彦

埼玉県告示第八百八十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成十九年五月二十九日

埼玉県知事 上田 清 司

1 購入等件名及び数量

県立学校間ネットワークシステム等
運用保守業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局県立学校部高校教育指

導課県立学校IT推進担当 埼玉県さい

たま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成19年3月28日

4 落札者の氏名及び住所

日本電気株式会社 東京都港区芝5

丁目7番1号

5 落札金額

152,040,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成19年2月16日

埼玉県告示第八百八十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成十九年五月二十九日

埼玉県知事 上田 清 司

1 購入等件名及び数量

県立学校間ネットワークシステムに

係るインターネット通信回線の提供

一式

2 契約に関する事務を担当する部局の

名称及び所在地
 埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課県立学校IT推進担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日
 平成19年3月28日

5 落札金額
 22,943,943円

7 入札の公告を行った日
 平成19年2月16日

4 落札者の氏名及び住所
 ソフトバンクテレコム株式会社 東京都港区東新橋1丁目9番1号

6 契約の相手方を決定した手続

埼玉県農林総合研究センター所長告示第五号

の概要を次のとおり公表する。

平成十九年五月二十九日

埼玉県農林総合研究センター所長 林 繁 雄

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第五十六条第七項の規定により、平成十九年四月に収去した飼料等の試験結果

1 栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去年月日	飼料の名称	製造(輸入)年・月	試験結果の概要											備考			
				粗たん白質%	粗脂肪%	粗繊維%	粗灰分%	カルシウム%	リン%	揮発性窒素%	水溶性窒素%	ペクチン消化率%	TDN%	ME kcal/kg		その他養分%		
エナーゼ産業株式会社 秩父郡長瀬町大字矢那瀬194番地	H19.4.11 左	ビターゼ8	19.4	18.8	4.8	2.0	2.9	0.06	0.66								5.6	
三和農工株式会社 本庄市東台1丁目3番地6号	H19.4.12 左	ワルサン肉豚用大麦 ミートン配合飼料	19.4	13.5 以上	2.5 以上	5.0 以下	6.0 以下	0.40 以上	0.35 以上								13.4	
同 上	同 上	ワルサン種豚用4号 配合飼料	19.4	14.5 以上	2.5 以上	6.0 以下	7.0 以下	0.80 以上	0.60 以上								13.4	
同 上	同 上	どうもろこし	19.4	7.4	3.7	1.3	1.2	0.01	0.25								15.2	
株式会社鈴栄商事本社 工場 千葉県銚子市長塚町2 丁目35番地	同 上	65%フイッシュミ ール	19.4	65.0 以上	8.5	0.0	18.8	4.70	2.94								6.7	
三養飼料工業株式会社 草加市松江3-13-9	H19.4.16 左	60%フイッシュミ ール	19.4	60.0 以上	12.0 以下	0.0	20.0 以下	5.99	2.83								6.8	

ムサン油脂株式会社 日高市大字原宿808—1	HI9.4.17 同	脱脂糠	19.4	19.0	1.8	7.9	12.4	0.06	2.98				12.3
---------------------------	---------------	-----	------	------	-----	-----	------	------	------	--	--	--	------

(注) 1 飼料の名称の欄中の「㊤」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。
2 試験結果の概要の欄にあつては、個別検査項目別に上段に表示成分量、下段に分析結果を示し、備考の欄に表示成分量に対して過不足があつた場合当該成分の過不足量(絶対量)を示す。

2 安全性に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地 エナーゼ産業株式会社 秩父郡長瀬町大字矢那瀬 194番地	収去場所 同	飼料又は飼料添加物の区分 飼料	飼料又は飼料添加物の名称 ピターゼ8	製造(輸入)年・月 19.4	試験結果の概要 重金属—カドミウム、鉛、ひ素	備考
三和農工株式会社 本庄市東台1丁目3番地 6号	同	飼料	フルサン肉豚用大麦ミートン配合飼料	19.4	重金属—カドミウム、鉛、ひ素	
同	同	飼料	フルサン種豚用4号配合飼料	19.4	重金属—カドミウム、鉛、ひ素	
ムサン油脂株式会社 日高市大字原宿808—1	同	飼料	脱脂糠	19.4	重金属—カドミウム、鉛、ひ素	

(注) 1 飼料又は飼料添加物の名称の欄中の「㊤」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。
2 試験結果の概要の欄は、違反が認められなかった場合にはその検査項目を示し、違反が認められた場合にはその検査項目及び検査結果を示し、備考の欄に違反の内容を示す。

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第三十
四号

の開発行為に関する工事が完了したので、
公告する。

都市計画法(昭和四十二年法律第百
号)第二十六条第三項の規定により、次

平成十九年五月二十九日
埼玉県飯能県土整備事務所長

一 許可番号
平成十九年二月二十一日
指令飯整第一八〇〇五六〇号

二 検査済証番号
平成十九年五月二十四日
飯整第一九〇〇〇五号
三 開発区域に含まれる地域の名称

入間郡越生町大字大谷字松ノ木六五
九番三、六六一番四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
川越市大字的場一三五六番地一二
メゾン・セレーサ二〇二号室
原 大介

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第七
十五号

都市計画法(昭和四十二年法律第百
号)第三十六条第三項の規定により、次
の開発行為に関する工事が完了したので、
公告する。

平成十九年五月二十九日

埼玉県東松山県土整備事務所長

谷 口 建 一

一 許可番号

平成十九年四月二十日

第一八〇二〇七〇号

二 検査済証番号

平成十九年五月二十三日

第一九〇〇二五号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡川島町大字長楽字金山八一九

一七、八一九一八、八二〇一五、八二

〇一六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

日高市大字下鹿山四九四番地 こま

川団地 一街区三棟五〇三号

峰岸 真弓

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第七
十六号

都市計画法(昭和四十二年法律第百
号)第三十六条第三項の規定により、次
の開発行為に関する工事が完了したので、
公告する。

平成十九年五月二十九日

埼玉県東松山県土整備事務所長

谷 口 建 一

一 許可番号

平成十九年三月一日

第一八〇〇三三〇号

二 検査済証番号

平成十九年五月二十三日

第一九〇〇三二一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡小川町大字上横田字芝越三七

九一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

坂戸市千代田二丁目一六番一六一

一号 エムロード一〇三

辻本 恵美

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第四十
六号

都市計画法(昭和四十二年法律第百
号)第三十六条第三項の規定により、次
の開発行為に関する工事が完了したので、
公告する。

平成十九年五月二十九日

埼玉県杉戸県土整備事務所長

榎 本 恵 樹

一 許可番号

平成十九年一月十九日

指令杉整第一八〇一八三〇号

二 検査済証番号

平成十九年五月二十一日

杉整第二六五一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡鷲宮町大字葛梅字七曲三五

四一三、三五五一、一七、三五六一

一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛飾郡鷲宮町葛梅二一一一五

松本 保男

埼玉県病院事業告示第八号

WTOに基づく政府調達に関する協定
の適用を受ける調達について、随意契約
の相手方を決定したので、次のとおり公
示する。

平成十九年五月二十九日

埼玉県病院事業管理者

伊 能 睿

一 購入等件名及び数量

循環器・呼吸器病センター医療情報

システム運用管理保守業務 一式

二 契約に関する事務を担当する部署の

名称及び所在地

埼玉県立循環器・呼吸器病センター

事務局業務部医事・経営担当 埼玉県

熊谷市坂井1696番地

三 随意契約の相手方を決定した日

平成19年4月1日

四 随意契約の相手方の氏名及び住所

日本電気株式会社 東京都港区芝5

丁目7番1号

五 契約金額

39,678,912円

六 契約の相手方を決定した手続

随意契約

七 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務

の調達手続の特例を定める政令第10条

第1項第2号に該当

埼玉県教委告示第二十二号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり
招集する。

平成十九年五月二十九日

埼玉県教育委員会委員長

石川 正夫

一 日時

平成十九年六月五日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番

一 号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

当面する教育関係諸問題について

埼玉県教委告示第二十号

学校教育法施行令(昭和二十八年政令第三百四十号)第三十五条第一項による届出があつたので、公示する。

平成十九年五月二十九日

埼玉県教育委員会委員長

石川 正夫

一 廃止する技能教育のための施設の名称
シャルム服飾デザイン専門学校(埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目九番地二十二号)

二 廃止年月日

平成十九年五月三十一日

埼玉県教委告示第二十一号

平成十九年度における教科書展示会を次のとおり開催する。

平成十九年五月二十九日

埼玉県教育委員会委員長 石川 正夫

一 期間

平成十九年六月十五日(金)から十四日間

二 会場

○法定展示会場(教科書センター)

展示会場名	所在地	管理責任者	展示見本
埼玉県立総合教育センター	さいたま市緑区三室一三〇五番地一	藤井 春彦	小・中・高・一〇七条本
埼玉県立総合教育センター深谷支所	深谷市上柴町西四丁目二番地七	篠原 善廣	小・中・高・一〇七条本
さいたま市立教育研究所	さいたま市浦和区岸町六丁目三番一五号	小山 勝	小・中・高
さいたま市立大宮小学校	さいたま市大宮区大門町三丁目三番地	加々美健一	小・中・高
川越市立川越西小学校	川越市川鶴一丁目五番地	松尾 鉄城	小・中・高・一〇七条本
飯能市立飯能第一小学校	飯能市山手町一三番八号	清水 孝	小・中・高
東松山市立松山第一小学校	東松山市松葉町二丁目一番一六号	大塚 碯司	小・中
秩父市立南小学校	秩父市野坂町二丁目一四番一九号	新井 俊男	小・中・高
(展示期間中)秩父市教育研究所	秩父市大宮七九四番地六	金子 武男	小・中・高
本庄市立本庄西小学校	本庄市千代田四丁目三番二五号	澤入 育夫	小・中
(展示期間中)本庄市立図書館	本庄市千代田四丁目一番九号	茂木 孝彦	小・中

熊谷市立熊谷西小学校	熊谷市中央一丁目一番地	新井 民男	小・中・高
羽生市立羽生北小学校	羽生市北二丁目一番一号	櫻井 謙一	小・中
春日部市立春日部中学校	春日部市粕壁四丁目四番一五号	山西 実	小・中・高
幸手市立さかえ小学校	幸手市栄二番九〇号	鈴木トミ江	小・中

埼玉県公安委員会告示第199号

平成14年埼玉県公安委員会告示第321号(自動車及び原動機付自転車の運転免許に係る申請書、変更届及び申込書の提出日時及び場所に関する公安委員会告示)の一部を次のように改正し、平成19年6月2日から施行する。

平成19年5月29日

埼玉県公安委員会委員長 田 木 義 文

別表を次のように改める。

申請書、届出書及び申込書の別	受付区分		日 時	場 所
	運転免許申請書	技能検査申請書		
運転免許申請書	(1) 道路交通法第97条の2の規定により技能試験及び学科試験を免除される者が運転免許を申請するとき。	(2) 道路交通法第99条の規定により、埼玉県公安委員会から指定されている自動車教習所が発行した技能審査合格証明書の交付を受けている者及び技能に関する審査の必要のない者が限定解除審査を申請するとき。	月曜日から金曜日までの午後1時から午後1時45分までの間。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。	埼玉県警察本部交通部運転免許センター運転免許試験課 (埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4)
限定解除審査申請書				

道路交通法施行規則第18条の5に規定する限定解除審査又は条件変更審査を申請するとき。	火曜日及び木曜日の午前8時30分から午前9時15分までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。	埼玉県警察本部
	月曜日から金曜日までの日の午前8時30分から午前9時15分までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。	埼玉県警察本部
運転免許証再交付申請書	月曜日から金曜日までの日の午前8時30分から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。	埼玉県警察本部 鴻巣405番地4)
運転免許証更新申請書	月曜日から金曜日までの日の午前8時30分から午前11時30分まで及び午後1時から午後3時30分までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。	各警察署
運転免許証の更新期間前における更新申請書	(1) 道路交通法第92条の2第1項の表備考一の2に規定する優良運転者 (2) 道路交通法第92条の2第1項の表備考一の3に規定する一般運転者 (3) 道路交通法施行令第37条の6及び第37条の6の2に該当する者 (4) 道路交通法	埼玉県警察本部 交通部運転免許センター運転免許課 (埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4)

行規則第38条第11項ただし書に該当する者	上記受付区分に該当しない者が運転免許証の更新を申請するとき。	日曜日から金曜日までの日の午前8時30分から午前11時30分までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。	埼玉県警察国外運転免許センター(埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目7番地5)
次のいずれかに該当する者が国外運転免許証交付申請と同時に運転免許証の更新を申請するとき。	(1) 道路交通法第92条の2第1項の表備考一の2に規定する優良運転者 (2) 道路交通法施行令第37条の6又は第37条の6の2に該当する者	月曜日から金曜日までの日の午前8時30分から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。	埼玉県警察本部 交通部運転免許センター運転免許課 (埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4)
経由申請書	道路交通法第92条の2第1項の表備考一の2に規定する優良運転者が運転免許証の更新を申請するとき。	日曜日から金曜日までの日の午前8時30分から午前11時30分まで及び午後1時から午後3時30分までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。	埼玉県警察本部 交通部運転免許センター運転免許課 (埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4)
運転免許証取消申請書		月曜日から金曜日までの日の午前8時30分から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。	各警察署

運転経歴証明書交付申請書	日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。	(埼玉県鴻巣市 鴻巣405番地4)	各警察署
国外運転免許証交付申請書	月曜日から金曜日までの日の午前8時30分から午前11時30分まで及び午後1時から午後5時までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。	埼玉県警察本部 交通部運転免許センター	各警察署
	月曜日から金曜日までの日の午前8時30分から午前11時30分まで及び午後1時から午後5時までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。	埼玉県警察本部 交通部運転免許センター	各警察署
	月曜日から金曜日までの日の午前8時30分から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。	埼玉県警察本部 交通部運転免許センター 鴻巣405番地4)	各警察署

運転免許証記載事項変更届	月曜日から金曜日までの日の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。	(埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目7番地5)	各警察署
国外運転免許証交付申請と同時に運転免許証の記載事項の変更の届出をするとき。	月曜日から金曜日までの日の午前8時30分から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。	埼玉県警察国外運転免許センター (埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目7番地5)	埼玉県警察国外運転免許センター 鴻巣405番地4)
	再試験受験申込書	月曜日から金曜日までの日の午前8時30分から午前9時15分までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。	埼玉県警察本部 交通部運転免許センター 試験験課 (埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4)

埼玉県選挙告示第五十七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六條第一項の規定により、次の政治団体から設立の届出があった。
(平成19年4月1日~4月30日受理分。記載順序は五十音順。)
その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
あら守克と市政を見守る会	新良守克	新良守克	狭山市入間川一四九七-四四	平成十九年四月九日
梅山まさひろ後援会	梅山昌弘	館野栄次	北埼玉郡大利根町道目四〇四	平成十九年四月十日

平成十九年五月二十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 高 篠

包

活力応援団イエスギョーダ	鈴木正夫	鈴木正夫	行田市城西四一九一三	平成十九年	四月	十六日
北本の将来を考える会	諏訪幸男	田村雅志	北本市東間八一三二一四	平成十九年	四月	五日
行田草の根会	石井繁	石井トワコ	行田市西新町一〇〇一九二	平成十九年	四月	十九日
小林利一後援会	加藤恵三	西島益男	北埼玉郡大利根町琴寄七〇六	平成十九年	四月	四日
小林リキ後援会(team riki)	町田新一郎	青木祥夫	蕨市中央二二八一一	平成十九年	四月	十一日
埼玉県商工政治連盟久喜支部	千葉利明	小森輝男	久喜市東五一三一一一	平成十九年	四月	十七日
埼玉県商工政治連盟白岡支部	石渡光一	常見義旭	南埼玉郡白岡町上野田五五一	平成十九年	四月	十七日
埼玉県商工政治連盟松伏支部	横川勲	石川徳光	北葛飾郡松伏町田中二四一八	平成十九年	四月	二十七日
杉戸町上田清司後援会	小川伊七	坂本吉江	杉戸町本島六〇九	平成十九年	四月	二十六日
ためみず順二後援会	為水順二	為水美代子	比企郡川島町上伊草五七四一七	平成十九年	四月	二十七日
並木修二後援会	並木修二	並木修二	和光市新倉二一六一三四	平成十九年	四月	二十五日
ヒューマンリストタイプ・ジャパン	太田晴美	福田新一	熊谷市小八林一七八七	平成十九年	四月	十三日
広沢文隆後援会	折原四郎	武内真由美	松伏町ゆめみ野五一六一一四	平成十九年	四月	十一日
民間市長をつくる会	今村武蔵	永沼幸子	行田市長野二二九一三八	平成十九年	四月	十五日
本木茂入間地区女性部後援会	浅見明子	斉藤ひろ美	狭山市水野二一二	平成十九年	四月	二十四日
森田志夫後援会	島田薫	森田明男	東松山市東平一八六一七	平成十九年	四月	四日
森利夫後援会	森利夫	森多喜子	比企郡鳩山町熊井一〇一八	平成十九年	四月	十一日
吉岡かつおを支援する会	長嶋正明	榛原多喜子	川越市末広町三一二一五	平成十九年	四月	九日
吉田弘後援会	阪正信	布施洋一	さいたま市中央区新中里五一〇一三六	平成十九年	四月	七日
渡辺昌代後援会	稲木豊作	稲木正子	久喜市六万部一〇六二一二	平成十九年	四月	五日

埼玉県選管告示第五十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条第一項の規定により、
 次の政治団体から異動の届出があった。
 (平成19年4月1日〜4月30日受理分。記載順序は五十音順。)

平成十九年五月二十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 高 篠

包

(一) 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
自由民主党埼玉県環境保全支部	主たる事務所の所在地	越谷市大間野町五一〇九一一	草加市柿木町四一六(有)アーク内	平成十九年 四月 十七日
自由民主党埼玉県歯科医師支部	代表者	岡野祐三	蓮見健壽	平成十九年 四月 二十日
自由民主党鳩ヶ谷支部	会計責任者	木村稔	新藤幸雄	平成十九年 四月 二十四日
自由民主党花園支部	代表者	富田恵三	野辺信勝	平成十九年 四月 二十日
主たる事務所の所在地		深谷市武蔵野四〇一五	大里郡花園町永田一九六八	同 右

(二)その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
新しい市政を育てる会	主たる事務所の所在地	草加市吉町四―五―二四(株)大熊建設内	草加市吉町四―五―二四	平成十九年 四月 二日
新しい市政を創る会	主たる事務所の所在地	草加市吉町四―五―二四	草加市吉町五―八―一四	平成十九年 四月 二日
有山しげる後援会「有政会」	会計責任者	島田喜昭	有山恭一	平成十九年 四月 二十七日
「いそだたかひろ」を育てる会	会計責任者	宮田潤一	杉浦光治	平成十九年 四月 十七日
今井宏後援会	代表者	天草大陸	大川久夫	平成十九年 四月 十三日
尾花正明後援会	代表者	増山一豊	荒井松司	平成十九年 四月 五日
「変えよう鳩ヶ谷」市民の会	会計責任者	玉井恵章	加藤 悟	平成十九年 四月 二日
川瀬こうぞう後援会	代表者	佐藤光良	小野口幸一	平成十九年 四月 二十四日
「元気が一番」越谷市民の会	会計責任者	平尾昭三郎	佐藤 清	平成十九年 四月 二十四日
元気な狭山をつくる会	代表者	片桐伸夫	田口義保	平成十九年 四月 二十五日
小泉龍司美里町後援会	代表者	原田 実	塚本 太郎	平成十九年 四月 二十七日
鴻巣薬剤師連盟	主たる事務所の所在地	児玉郡美里町下児玉二二五―一	児玉郡美里町下児玉八六二	同
小林リキ後援会(TeamRiki)	名称	鴻巣薬剤師連盟	鴻巣吹上薬剤師連盟	平成十九年 四月 二十三日
埼玉歯科医師連盟	名称	石井 誠	小林敬司	同
さいたま市の未来を築く会	名称	小林リキ後援会(TeamRiki)	小林リキ後援会(teamriki)	平成十九年 四月 二十四日
新社会党秩父総支部	代表者	大河原 恵美子	青木祥夫	同
新日本行政調査会	代表者	定岡 央政	澤口 正志	平成十九年 四月 十二日
税理士による上田清司後援会	代表者	久喜市青葉三―一五―五	北葛飾郡栗橋町東二―七―一	同
ときがわ町山口泰明後援会都幾川支部	代表者	岡野 祐三	蓮見 健壽	平成十九年 四月 二十日
	代表者	佐伯 鋼兵	青木 一郎	平成十九年 四月 六日
	代表者	内海 勝男	坂本文雄	平成十九年 四月 二日
	代表者	新日本行政調査会	日本行政調査会	平成十九年 四月 九日
	代表者	吉田悦実	宮倉 裕二	平成十九年 四月 十一日
	代表者	ときがわ町山口泰明後援会都幾川支部	都幾川村山口泰明後援会	平成十九年 四月 四日
	代表者	関和常夫	野口 与之吉	同
	代表者	前田 栄	伊得 一夫	同
	代表者	比企郡ときがわ町西平一―一七	比企郡都幾川村大野四〇八	同
	代表者	栗原成実	栗原武司	平成十九年 四月 二十五日
	代表者	柴崎 孝	柴崎 章	平成十九年 四月 二日
	代表者	草加市吉町四―五―二四	草加市吉町五―八―一四	平成十九年 四月 二日

飯能日高地区歯科医師連盟

代表者

会計責任者

松本こういちろう後援会

主たる事務所の所在地

無所属・いきいき埼玉の会

主たる事務所の所在地

山本秀和といるまを交える会

主たる事務所の所在地

与野 齒科 医師 連盟

代表者

会計責任者

埼玉県選管告示第五十九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、

別記一の政治団体及び同条第二項の適用団体である別記二の政治団体から解散した

旨の届出があった。

なお、同法第十二条第一項及び第十七条第一項の規定による収支報告書の提出が

別記一(平成19年4月1日)〜4月30日受理分。記載順序は五十音順。

その他の政治団体

政治団体の名称

新しい市政を創る市民の会

「遠藤げんご」後援会

快原英俊後援会

笠原英俊後援会

さえき鋼兵後援会

佐野なおこ一歩会

杉崎智介後援会

田崎良雄後援会

堀井孝悦後援会

飯能日高地区歯科医師連盟
代表者 関口 充夫
会計責任者 吉澤 兼次
主たる事務所の所在地 熊谷市三ヶ尻五二〇〇
春日部市中央一―一―五

飯能地区歯科医師政治連盟
代表者 市川 正美
会計責任者 宇野澤 徹
主たる事務所の所在地 熊谷市別府一―五三
春日部市南二―六―二〇

平成十九年 四月 十二日
同 同
平成十九年 四月 二十七日
平成十九年 四月 二十日
平成十九年 四月 二日
平成十九年 四月 三日
同 同
さいたま市桜区栄和二―六―一一
さいたま市中央区新中里五―三―一九 同

あつたので、同法第二十条第一項の規定により、別記三のとおりその要旨を公表する。

平成十九年五月二十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 高 篠 包

解散年月日

届出年月日

平成十九年 三月 十五日

平成十九年 四月 二日

平成十九年 四月 二日

平成十九年 四月 二日

平成十九年 四月 十五日

平成十九年 四月 十九日

平成十九年 四月 十五日

平成十九年 四月 二十五日

平成十九年 四月 十日

平成十九年 四月 十九日

平成十九年 四月 十日

平成十九年 四月 十六日

平成十九年 四月 十三日

平成十九年 四月 二十四日

平成十九年 四月 二十日

平成十九年 四月 十六日

平成十九年 四月 十五日

平成十九年 四月 十九日

平成十九年 四月 十五日

平成十九年 四月 十九日

平成十九年 三月 二十八日

平成十九年 四月 十九日

平成十九年 四月 一日

平成十九年 四月 二日

平成十九年 三月 二十二日

平成十九年 四月 二日

平成十九年 四月 二十四日

平成十九年 四月 十一日

平成十九年 四月 二十六日

平成十九年 四月 二十六日

別記二(平成19年4月1日～4月30日受理分。記載順序は五十音順。)

その他の政治団体

政治団体の名称
 梅山まさとひろと歩む会
 小林利一後援会
 鳩ヶ谷政策研究会
 船津徳英後援会

解散年月日
 平成十九年 四月 十日
 平成十九年 四月 四日
 平成十九年 三月 十日
 平成十九年 三月 十日
 平成十九年 二月 十日

届出年月日
 平成十九年 四月 十日
 平成十九年 四月 四日
 平成十九年 四月 二日
 平成十九年 四月 二日

政治団体の名称
 新しい市政を創る市民の会
 報告年月日
 平成19年4月2日

(平成18年分)

1 収入・支出の総額
 (1) 収入総額 0円
 (2) 支出総額 0円

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 12,376円

ア 前年繰越額 12,376円

イ 本年収入額 0円

(2) 支出総額 12,376円

2 収入・支出の内訳

(1) 支出の内訳

ア 政治活動費

イ 寄附・交付金

合計

(平成19年分)

12,376円
 12,376円
 12,376円

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 0円

(2) 支出総額 0円

政治団体の名称
 快心会
 資金管理団体の届出をした者の氏名
 田崎良雄
 資金管理団体の届出に係る公職の種類
 埼玉県議会議員
 報告年月日
 平成19年4月19日

(平成18年分)

1 収入・支出の総額
 (1) 収入総額 512,500円
 ア 前年繰越額 512,500円
 イ 本年収入額 0円
 (2) 支出総額 512,500円

2 収入・支出の内訳
 (1) 支出の内訳
 ア 政治活動費 512,500円
 イ 寄附・交付金 512,500円
 合計

(平成19年分)

政治団体の名称
 「遠藤げんご」後援会
 報告年月日
 平成19年4月2日

(平成18年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 0円

(2) 支出総額 0円

政治団体の名称 **笠原英俊後援会**
 資金管理団体の届出をした者の氏名 **笠原英俊**
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 **埼玉県議会議員**
 報告年月日 **平成19年4月25日**

(平成18年分)

1 収入・支出の総額
 (1) 収入総額 355,141円
 ア 前年繰越額 355,141円
 イ 本年収入額 0円
 (2) 支出総額 355,141円

2 収入・支出の内訳

ア 経常経費
 (イ) 光熱水費 108,380円
 (ロ) 備品・消耗品費 46,761円
 (ハ) 事務所費 200,000円

合計

(平成19年分)

1 収入・支出の総額 355,141円
 (1) 収入総額 0円
 (2) 支出総額 0円

政治団体の名称 **さえぎ鋼兵後援会**
 報告年月日 **平成19年4月19日**

(平成18年分)

1 収入・支出の総額 427,296円
 (1) 収入総額 113,961円
 ア 前年繰越額 313,335円
 イ 本年収入額 427,296円
 (2) 支出総額

2 収入・支出の内訳
 (1) 収入の内訳

ア 寄附
 (イ) 寄附
 a 個人からの寄附 313,335円
 合計 313,335円
 [寄附の内訳]

ア 個人からの寄附

(寄附者の氏名) (金額) (住所)
 佐伯鋼兵 313,335円 さいたま市

(2) 支出の内訳
 ア 経常経費 144,000円
 (イ) 事務所費 263,321円
 (ロ) 組織活動費 19,975円

イ 政治活動費 427,296円
 (イ) その他の経費

合計 (平成19年分)
 (1) 収入総額 0円
 (2) 支出総額 0円

1 収入・支出の総額

政治団体の名称 **佐野なおこ一歩会**
 報告年月日 **平成19年4月16日**

(平成19年分)

1 収入・支出の総額 0円
 (1) 収入総額 0円
 (2) 支出総額 0円

政治団体の名称 **杉崎智介後援会**
 報告年月日 **平成19年4月24日**

(平成18年分)

1 収入・支出の総額 0円
 (1) 収入総額

(2) 支出総額 (平成19年分)	0円	(イ) 組織活動費	341,201円
1 収入・支出の総額	0円	(ロ) その他の経費	12,500円
(1) 収入総額	0円	合 計	377,242円
(2) 支出総額	0円	(平成19年分)	
政治団体の名称 田崎良雄後援会		1 収入・支出の総額	766,132円
報告年月日 平成19年4月19日		(1) 収入総額	766,132円
(平成18年分)		イ 前年繰越額	766,132円
1 収入・支出の総額	1,143,374円	イ 本年収入額	0円
(1) 収入総額	360,874円	(2) 支出総額	766,132円
ア 前年繰越額	782,500円	2 収入・支出の内訳	
イ 本年収入額	377,242円	(1) 支出の内訳	
2 収入・支出の内訳		ア 経常経費	250,000円
(1) 収入の内訳		(イ) 人件費	28,067円
ア 寄附		(ロ) 備品・消耗品費	342,270円
(イ) 寄附附		イ 政治活動費	143,285円
a 個人からの寄附	270,000円	(ロ) 組織活動費	2,510円
b 政治団体からの寄附	512,500円	(イ) その他の経費	766,132円
合 計	782,500円	合 計	
[寄附の内訳]		政治団体の名称 堀井孝悦後援会	
ア 個人からの寄附		報告年月日 平成19年4月2日	
(寄附者の氏名)	(金額)	(平成17年分)	
その他の寄附	270,000円	1 収入・支出の総額	0円
イ 政治団体からの寄附	(金額)	(1) 収入総額	0円
(寄附者の名称)	(事務所の所在地)	(2) 支出総額	0円
快心会	さいたま市	1 収入・支出の総額	0円
(2) 支出の内訳		(1) 収入総額	0円
ア 経常経費		(2) 支出総額	0円
(イ) 備品・消耗品費		(平成19年分)	
イ 政治活動費	23,541円	1 収入・支出の総額	

(1) 収入 総 額 0円
 (2) 支出 総 額 0円

政治団体の名称 宮原みさ子後援会
 報告年月日 平成19年4月2日

(平成18年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入 総 額 200,007円

ア 前年繰越額 110,001円

イ 本年収入額 90,006円

(2) 支出 総 額 200,007円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 寄 附

イ 寄 附

 a 政治団体からの寄附

 (イ) その他の収入 90,000円

 (イ) その他の収入 6円

合 計 90,006円

ア 政治団体からの寄附

 (寄附者の名称) (金額) (事務所の所在地)

 民主党堺玉泉総支部連合会 (金) 額) 90,000円 さいたま市

(2) 支出の内訳

ア 経 常 経 費

 イ 備品・消耗品費 128,504円

 ロ 事務所費 71,503円

合 計 200,007円

(平成19年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入 総 額 0円

(2) 支出 総 額 0円

政治団体の名称 山中雅文後援会
 報告年月日 平成19年4月11日

(平成18年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入 総 額 84,300円

ア 前年繰越額 1,378円

イ 本年収入額 82,922円

(2) 支出 総 額 84,300円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 寄 附

 イ 寄 附

 a 個人からの寄附

合 計 82,922円

 (寄附の内訳) 82,922円

ア 個人からの寄附

 (寄附者の氏名) (金額) (住所)

 山中雅文 (金) 額) 82,922円 秩父市

(2) 支出の内訳

ア 政治活動費

 イ 機関紙誌の発行その他の事業費

 ロ a 宣伝事業費 84,300円

合 計 84,300円

(平成19年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入 総 額 0円

(2) 支出 総 額 0円

政治団体の名称 吉野あきお後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 吉野昭雄

資金管理団体の届出に係る公職の種類 滑川町議会議員

報告年月日 平成19年4月24日

(平成18年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入 総額

(2) 支出 総額

(平成19年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入 総額

(2) 支出 総額

政治団体の名称 **若手県議をつくる会**

報告年月日 平成19年4月26日

(平成18年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入 総額

(2) 支出 総額

(平成19年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入 総額

(2) 支出 総額

政治団体の名称 **梅山まさひろと歩む会**

資金管理団体の届出をした者の氏名 **梅山昌弘**

資金管理団体の届出に係る公職の種類 **大利根町議会議員**

報告年月日 平成19年4月10日

(平成15年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入 総額

(2) 支出 総額

(平成16年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入 総額

(2) 支出 総額

(平成17年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入 総額

(2) 支出 総額

(平成18年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入 総額

(2) 支出 総額

(平成19年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入 総額

(2) 支出 総額

政治団体の名称 **小林利一後援会**

報告年月日 平成19年4月4日

(平成17年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入 総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出 総額

(平成18年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入 総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出 総額

(平成19年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入 総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

0円

0円

0円

0円

0円

0円

0円

0円

0円

0円

0円

0円

0円

0円

0円

40,272円

40,272円

0円

0円

0円

40,272円

40,272円

0円

0円

0円

0円

40,272円

40,272円

0円

0円

(2) 支出総額	0円	(2) 支出総額	0円
政治団体の名称	鳩ヶ谷政策研究会	政治団体の名称	船津徳英後援会
資金管理団体の届出をした者の氏名	船津徳英	報告年月日	平成19年4月2日
資金管理団体の届出に係る公職の種類	埼玉県議会議員	報告年月日	平成19年4月2日
報告年月日	平成19年4月2日	(平成14年分)	
(平成14年分)		1 収入・支出の総額	0円
1 収入・支出の総額	0円	(1) 収入総額	0円
(1) 収入総額	0円	(2) 支出総額	0円
(2) 支出総額	0円	(平成15年分)	
(平成15年分)		1 収入・支出の総額	0円
1 収入・支出の総額	0円	(1) 収入総額	0円
(1) 収入総額	0円	(2) 支出総額	0円
(2) 支出総額	0円	(平成16年分)	
(平成16年分)		1 収入・支出の総額	0円
1 収入・支出の総額	0円	(1) 収入総額	0円
(1) 収入総額	0円	(2) 支出総額	0円
(2) 支出総額	0円	(平成17年分)	
(平成17年分)		1 収入・支出の総額	0円
1 収入・支出の総額	0円	(1) 収入総額	0円
(1) 収入総額	0円	(2) 支出総額	0円
(2) 支出総額	0円	(平成18年分)	
(平成18年分)		1 収入・支出の総額	0円
1 収入・支出の総額	0円	(1) 収入総額	0円
(1) 収入総額	0円	(2) 支出総額	0円
(2) 支出総額	0円	(平成19年分)	
(平成19年分)		1 収入・支出の総額	0円
1 収入・支出の総額	0円	(1) 収入総額	0円
(1) 収入総額	0円	(2) 支出総額	0円
(2) 支出総額	0円		

埼玉県選管告示第六十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第二項の規定により、次の公職の候補者から資金管理団体の指定の届出があった。

平成十九年五月二十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 高 篠

包

(平成19年4月1日～4月30日受理分。記載順序は五十音順。)
その他の政治団体

届出者の氏名(代表者の氏名)	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	届出年月日
新 良 守 克	狭山市議会議員	あら守克と市政を見守る会	狭山市入間川一四九七―四四	平成十九年 四月 九日
梅 山 昌 弘	大利根町議会議員	梅山まさひろ後援会	北埼玉郡大利根町道目四〇四	平成十九年 四月 十日
小 沢 正 康	さいたま市議会議員	さいたま市の安全。安心の街づくりを考える会	さいたま市大宮区天沼町二―二四八―一	平成十九年 四月 二十六日
爲 水 順 二	川島町議会議員	ためみず順二後援会	比企郡川島町上伊草五七四―七	平成十九年 四月 二十七日
西 村 繁 之	三郷市議会議員	西村しげゆき後援会	三郷市鷹野四―三四―一―六〇二	平成十九年 四月 二日
森 利 夫	鳩山町議会議員	森利夫後援会	比企郡鳩山町熊井一〇一八	平成十九年 四月 十一日

埼玉県選管告示第六十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項の規定により、
次の公職の候補者から資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。

(平成19年4月1日～4月30日受理分。記載順序は五十音順。)

その他の政治団体

届出者の氏名(代表者の氏名)	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
松 本 貢 市 郎	熊谷市議会議員	松本こういちろう後援会	主たる事務所の所在地	熊谷市三ヶ尻五二〇〇	熊谷市別府一―五三	平成十九年 四月 二十七日

埼玉県選管告示第六十二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項の規定により、
次の公職の候補者から資金管理団体の指定の取消しの届出があった。

(平成19年4月1日～4月30日受理分。記載順序は五十音順。)

その他の政治団体

届出者の氏名(代表者の氏名)	公職の種類	資金管理団体の名称	指定取消年月日	届出年月日
梅 山 昌 弘	大利根町議会議員	梅山まさひろと歩む会	平成十九年 四月 十日	平成十九年 四月 十日
田 崎 良 雄	埼玉県議会議員	快心会	平成十九年 四月 十五日	平成十九年 四月 十九日
船 津 徳 英	埼玉県議会議員	鳩ヶ谷政策研究会	平成十九年 三月 十日	平成十九年 四月 二日
吉 野 昭 雄	滑川町議会議員	吉野あきお後援会	平成十九年 四月 二十四日	平成十九年 四月 二十四日

雑報

人事異動

監査委員選任

鹿川文夫委員及び奥ノ木信夫委員は、四月二十九日任期満了し、欠員であったところ、五月二十二日次の者が選任された。

監査委員(議会選出) 島田 正一
同 (同) 竹並 万吉

議長選挙

田島敏包議長は、四月二十九日任期満了し、欠員であったところ、五月二十二日次の者が選挙された。

議長 吉田 弘

副議長選挙

樋口邦利副議長は、四月二十九日任期満了し、欠員であったところ、五月二十二日次の者が選挙された。

副議長 逢澤 義朗

正誤

埼玉県告示第四百三十七号(平成十九年三月十六日第八百五十八号)中訂正

ページ 段 行 誤
一一 四 一〇 下勝沢

正

字下勝沢

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇 四八―八二四―二二二一(代表)
印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 四八―八六二―二九〇(代表)
発行所	埼玉県警本部 http://www.pref.saitama.lg.jp/A01 /BA00/kenpouhome/fr_top.htm